

市では、市民の皆さんに市役所の人事行政の運営状況をご理解いただくため、職員の任免（採用、退職、処分等）や給与・勤務条件などの状況を公表しています。

平成27年度の状況は、以下のとおりです。

I 人事行政の運営等の状況の概要

1 任免及び人数に関する状況

(1) 部門別職員数の状況と増減数（各年4月1日現在）

部門		職 員 数 (人)		対前年 増減数	主な増減理由
		平成27年	平成28年		
一般行政部門	議 会	9	8	▲1	業務精査
	総 務	150	157	7	機構改革、業務強化
	税 務	58	57	▲1	派遣終了
	民 生	181	186	5	業務強化
	衛 生	77	77	0	
	農 水	31	31	0	
	商 工	14	14	0	
	土 木	87	86	▲1	機構改革、業務精査
	小 計	607	616	9	
特別行政部門	教 育	102	98	▲4	業務精査、欠員不補充
	消防本部	173	170	▲3	退職不補充
	小 計	275	268	▲7	
普通会計部門の計		882	884	2	
公営企業等 会計部門	病 院	435	451	16	業務強化
	水 道	28	29	1	業務強化
	下水道	21	23	2	業務強化
	その他	42	42	0	
	小 計	526	545	19	
富士宮市合計		1,408	1,429	21	

人数には、フルタイム勤務の再任用職員（短時間勤務は除く。）が含まれています。

(2) 採用及び退職の状況（平成27年度）

職種	区分	採用 (※1) (人)	離職(人)(※2)									
			再任用 (※3)	退職					免職		失職	合計
				定年	早期 応募 (※4)	普通	死亡	任期 満了	分限	懲戒		
一般事務		18	13	19	1	2	—	—	—	—	—	22
福祉事務		—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	1
司書		1	1	1	—	—	—	—	—	—	—	1
学芸員		1	—	1	—	1	—	—	—	—	—	2
保育士		8	—	5	1	—	—	—	—	—	—	6
社会福祉士		2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0
指導主事		6	—	—	—	6	—	—	—	—	—	6
土木技師		7	3	5	—	—	—	—	—	—	—	5
建築技師		1	1	1	—	—	—	—	—	—	—	1
電気技師		2	1	1	—	—	—	—	—	—	—	1
機械技師		—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	1
情報処理技師		—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	1
保健師		1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0
臨床心理士		1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0
用務員		—	1	1	—	—	—	—	—	—	—	1
調理師		—	2	4	—	—	—	—	—	—	—	4
機械操作士		—	3	3	—	—	—	—	—	—	—	3
消防吏員		6	2	9	—	1	—	—	—	—	—	10
医師		26	—	—	—	16	—	—	—	—	—	16
薬剤師		1	—	—	—	2	—	—	—	—	—	2
臨床検査技師		1	—	—	—	1	—	—	—	—	—	1
臨床工学技士		1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0
診療放射線技師		1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0
作業療法士		2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0
理学療法士		2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0
助産師		1	—	—	—	3	—	—	—	—	—	3
看護師		16	—	—	—	11	—	—	1	—	—	12
合計		105	27	51	2	45	—	—	1	—	—	99
			132									

(※1) 採用は、平成27年4月2日から平成28年4月1日の間に採用した人数です。

(※2) 離職は、平成27年4月1日から平成28年3月31日の間に離職した人数です。

(※3) 再任用は、フルタイム勤務の再任用職員（短時間勤務は除く。）の人数です。

(※4) 早期応募は、下記平成27年度早期退職者募集実施要項に基づき退職した人数です。

平成27年度早期退職者募集実施要項

1 対象者の範囲

行政職給料表並びに医療職給料表(2)及び医療職給料表(3)の適用者のうち、平成28年3月31日に年齢45歳以上60歳未満の者で、勤続20年以上の者。

ただし、懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合におけるものを除く。）又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者を除く。

2 募集する人数

20人程度

3 募集期間

平成27年5月15日（金）から平成27年5月29日（金）まで（土日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

4 認定を受けた応募者の退職日

平成28年3月31日

5 応募方法等

希望者は募集期間内に早期退職希望者の募集に係る応募申請書を任命権者に提出するものとする。

応募の取下げは、早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書を任命権者に提出するものとする。

6 任命権者の認定

任命権者は、応募申請書の提出があった場合は、認定を行い、その結果を応募者全員に6月末日までに通知します。

※ 任命権者は応募者を原則として認定しますが、応募者が応募後に懲戒処分を受けた場合、応募者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合等においては認定しないことがあります。

7 退職手当の優遇措置

富士宮市職員の退職手当に関する条例第4条、第5条及び第5条の3により、退職手当の基本額が自己都合による退職の場合と比べ優遇されるほか、退職手当の額の基礎となる給料月額に定年年齢と退職年齢の差に相当する年数1年につき給料月額の3%（その差が1年である場合は2%）が加算されます。

2 給与の状況

(1) 人件費の状況（平成27年度普通会計決算）

歳出額（A）	人件費（B）	人件費率（B/A）
44,501,519千円	8,547,230千円	19.2%

（注）普通会計とは、一般会計に市立学校給食センター特別会計を合わせたものです。金額は決算統計の数値です。

(2) 職員給与費の状況（平成28年度普通会計当初予算）

職員数（人） A	職員給与費				一人当たり給与費 B/A
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
896人	千円 3,278,760	千円 721,897	千円 1,269,290	千円 5,269,947	5,881,637円

（注）職員手当には退職手当を含みません。

(3) 初任給の状況（平成28年4月1日現在）

区分	富士宮市		国	
	一般行政職	大学卒	183,300円	総合職
			一般職	176,700円
高校卒		149,000円	高校卒	144,600円

(4) 経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成28年4月1日現在）

区分		経験年数10～14年	経験年数15～19年	経験年数20～24年
		一般行政職	大学卒	272,551円
	高校卒	257,800円	277,575円	338,975円

（注）経験年数とは、採用前に民間企業勤務経験などがある場合には、その期間を換算し、採用後の年数に加算した年数です。

(5) 平均給料・給与月額及び平均年齢の状況（平成28年4月）

区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	315,178円	384,715円	41.6歳
技能労務職	331,817円	378,594円	51.8歳

（注）給与とは、給料及び職員手当（扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当等）の合計です。

(6) 一般行政職の級別職員数の状況（平成28年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	前年の構成比
1級	事務員・技術員	50人	9.5%	9.4%
2級	主事・技師	126人	23.8%	20.5%
3級	主査	48人	9.1%	8.3%
4級	主査	63人	11.9%	11.5%
5級	係長・主任主査	83人	15.7%	18.3%
6級	主幹	91人	17.2%	18.8%
7級	課長	53人	10.0%	10.4%
8級	部長	15人	2.8%	2.8%
計		529人	100.0%	100.0%

（注）職員の給与に関する条例に基づく一般行政職給料表の級区分による職員数であり、医療保健職、福祉職、税務職、企業職、技能労務職は含まれていません。

標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

(7) 期末・勤勉手当の状況（平成28年4月1日現在）（単位：月分）

区分	富士宮市			国		
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
6月期	1.225	0.8	2.025	同左		
12月期	1.375	0.8	2.175			
計	2.6	1.6	4.2			

(注) 職制上の段階、職務の級などによる加算措置があります。

(8) 退職手当の状況（平成28年4月1日現在）

区分	富士宮市		国	
	自己都合	定年・応募	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	同左	
勤続25年	29.145月分	34.5825月分		
勤続30年	36.105月分	42.4125月分		
最高限度	49.59月分	49.59月分		
1人当たりの平均支給額	—	応募 24,591,430円 定年 23,086,962円	—	

(注) 1人当たりの平均支給額は、平成27年度に退職した職員に支給された退職手当の平均額です。

(9) その他の主な手当の内容

ア 地域手当（平成28年4月1日現在）

支給職員1人当たり平均支給年額	116,829円	
支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
3%	全職員	0%～20%

イ 特殊勤務手当（平成28年4月1日現在）

支給職員1人当たり平均支給年額（27年度普通会計決算）	66,739円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（27年度普通会計決算）	43.5%		
手当の種類（手当数）	20種類		
代表的な手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する単価
普通税務手当	収納課、市民税課、資産税課	市税等の賦課、徴収業務	月額 3,500円
福祉業務手当	福祉総合相談課、介護障害支援課、子ども未来課	福祉事務所勤務職員の指導保護等の業務	月額 3,500円
保育業務手当	保育園	保育業務	月額 3,000円
心身障害児保育業務手当	あすなろ園	あすなろ園業務	月額 4,500円
家畜類等死体取扱作業手当	生活環境課	家畜類等の死体の取扱作業	1件 200円
有害薬品取扱手当	生活環境課	危険性を有する薬品を取扱う業務	日額 200円
行旅病人取扱手当	福祉総合相談課	行旅病人の収容作業	1件 1,000円 (午後6時から翌日午前6時までは1,500円)
行旅死亡人取扱手当	福祉総合相談課	行旅死亡人の収容作業	1件 3,500円 (午後6時から翌日午前8時までは5,000円)
消防手当	消防吏員	消防業務	月額 3,000円

ウ 時間外勤務手当（平成26、27年度普通会計決算）

27年度	支給総額	256,820,146円
	1人当たり支給年額	293,844円
26年度	支給総額	268,413,441円
	1人当たり支給年額	307,814円

エ 扶養手当、住居手当、通勤手当（平成28年4月1日現在）

	内 容	国の制度との異同	国の制度																																																														
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者を扶養する人 <ul style="list-style-type: none"> 配偶者 月額 13,000円 子等 月額 6,500円 ・配偶者を扶養しない人 <ul style="list-style-type: none"> 子等 月額 6,500円 ・配偶者のいない人 <ul style="list-style-type: none"> 子等1人目 月額 11,000円 子等2人目以降 月額 6,500円 <p>※上記に加えて16～22歳到達年度にある子 月額 5,000円</p>	同じ																																																															
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ・月額12,000円を超える家賃の支払者 家賃の月額によって月額100円～27,000円 ・上記以外で住居をもつ主たる生計維持者 月額4,500円 	異なる	<ul style="list-style-type: none"> ・月額12,000円を超える家賃の支払者 家賃の月額によって月額100円～27,000円 																																																														
通勤手当	<p>【支給対象者】 片道2km以上の通勤者</p> <p>[交通機関等利用者] 実費支給 55,000円超は2分の1加算</p> <p>[乗用車等の使用者]</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>片道2km以上4km未満</td><td style="text-align: right;">6,400円</td></tr> <tr><td>片道4km以上6km未満</td><td style="text-align: right;">8,200円</td></tr> <tr><td>片道6km以上8km未満</td><td style="text-align: right;">9,600円</td></tr> <tr><td>片道8km以上10km未満</td><td style="text-align: right;">11,400円</td></tr> <tr><td>片道10km以上12km未満</td><td style="text-align: right;">13,200円</td></tr> <tr><td>片道12km以上14km未満</td><td style="text-align: right;">14,700円</td></tr> <tr><td>片道14km以上16km未満</td><td style="text-align: right;">16,200円</td></tr> <tr><td>片道16km以上18km未満</td><td style="text-align: right;">17,300円</td></tr> <tr><td>片道18km以上20km未満</td><td style="text-align: right;">18,400円</td></tr> <tr><td>片道20km以上25km未満</td><td style="text-align: right;">19,900円</td></tr> <tr><td>片道25km以上30km未満</td><td style="text-align: right;">21,100円</td></tr> <tr><td>片道30km以上35km未満</td><td style="text-align: right;">22,300円</td></tr> <tr><td>片道35km以上40km未満</td><td style="text-align: right;">23,500円</td></tr> <tr><td>片道40km以上45km未満</td><td style="text-align: right;">24,700円</td></tr> <tr><td>片道45km以上50km未満</td><td style="text-align: right;">26,200円</td></tr> <tr><td>片道50km以上55km未満</td><td style="text-align: right;">28,000円</td></tr> <tr><td>片道55km以上60km未満</td><td style="text-align: right;">29,800円</td></tr> <tr><td>片道60km以上</td><td style="text-align: right;">31,600円</td></tr> </table> <p>[併用者(交通機関と乗用車等)] 55,000円超は2分の1加算</p>	片道2km以上4km未満	6,400円	片道4km以上6km未満	8,200円	片道6km以上8km未満	9,600円	片道8km以上10km未満	11,400円	片道10km以上12km未満	13,200円	片道12km以上14km未満	14,700円	片道14km以上16km未満	16,200円	片道16km以上18km未満	17,300円	片道18km以上20km未満	18,400円	片道20km以上25km未満	19,900円	片道25km以上30km未満	21,100円	片道30km以上35km未満	22,300円	片道35km以上40km未満	23,500円	片道40km以上45km未満	24,700円	片道45km以上50km未満	26,200円	片道50km以上55km未満	28,000円	片道55km以上60km未満	29,800円	片道60km以上	31,600円	異なる	<p>【支給対象者】 片道2km以上の通勤者</p> <p>[交通機関等利用者] 最高支給限度額 *55,000円</p> <p>[乗用車等の使用者]</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>片道2km以上5km未満</td><td style="text-align: right;">2,000円</td></tr> <tr><td>片道5km以上10km未満</td><td style="text-align: right;">4,200円</td></tr> <tr><td>片道10km以上15km未満</td><td style="text-align: right;">7,100円</td></tr> <tr><td>片道15km以上20km未満</td><td style="text-align: right;">10,000円</td></tr> <tr><td>片道20km以上25km未満</td><td style="text-align: right;">12,900円</td></tr> <tr><td>片道25km以上30km未満</td><td style="text-align: right;">15,800円</td></tr> <tr><td>片道30km以上35km未満</td><td style="text-align: right;">18,700円</td></tr> <tr><td>片道35km以上40km未満</td><td style="text-align: right;">21,600円</td></tr> <tr><td>片道40km以上45km未満</td><td style="text-align: right;">24,400円</td></tr> <tr><td>片道45km以上50km未満</td><td style="text-align: right;">26,200円</td></tr> <tr><td>片道50km以上55km未満</td><td style="text-align: right;">28,000円</td></tr> <tr><td>片道55km以上60km未満</td><td style="text-align: right;">29,800円</td></tr> <tr><td>片道60km以上</td><td style="text-align: right;">31,600円</td></tr> </table> <p>[併用者(交通機関と乗用車等)] 最高支給限度額 *55,000円 *新幹線等利用者は20,000円を限度に加算有</p>	片道2km以上5km未満	2,000円	片道5km以上10km未満	4,200円	片道10km以上15km未満	7,100円	片道15km以上20km未満	10,000円	片道20km以上25km未満	12,900円	片道25km以上30km未満	15,800円	片道30km以上35km未満	18,700円	片道35km以上40km未満	21,600円	片道40km以上45km未満	24,400円	片道45km以上50km未満	26,200円	片道50km以上55km未満	28,000円	片道55km以上60km未満	29,800円	片道60km以上	31,600円
片道2km以上4km未満	6,400円																																																																
片道4km以上6km未満	8,200円																																																																
片道6km以上8km未満	9,600円																																																																
片道8km以上10km未満	11,400円																																																																
片道10km以上12km未満	13,200円																																																																
片道12km以上14km未満	14,700円																																																																
片道14km以上16km未満	16,200円																																																																
片道16km以上18km未満	17,300円																																																																
片道18km以上20km未満	18,400円																																																																
片道20km以上25km未満	19,900円																																																																
片道25km以上30km未満	21,100円																																																																
片道30km以上35km未満	22,300円																																																																
片道35km以上40km未満	23,500円																																																																
片道40km以上45km未満	24,700円																																																																
片道45km以上50km未満	26,200円																																																																
片道50km以上55km未満	28,000円																																																																
片道55km以上60km未満	29,800円																																																																
片道60km以上	31,600円																																																																
片道2km以上5km未満	2,000円																																																																
片道5km以上10km未満	4,200円																																																																
片道10km以上15km未満	7,100円																																																																
片道15km以上20km未満	10,000円																																																																
片道20km以上25km未満	12,900円																																																																
片道25km以上30km未満	15,800円																																																																
片道30km以上35km未満	18,700円																																																																
片道35km以上40km未満	21,600円																																																																
片道40km以上45km未満	24,400円																																																																
片道45km以上50km未満	26,200円																																																																
片道50km以上55km未満	28,000円																																																																
片道55km以上60km未満	29,800円																																																																
片道60km以上	31,600円																																																																

(10) 特別職の給与等の状況（平成28年4月1日現在）

		月額	期末手当の支給割合
給料	市長	931,000円	6月期 2.025月分 12月期 2.175月分 計 4.2月分
	副市長	735,000円	
	教育長	686,000円	
議員報酬	議長	495,000円	6月期 2.025月分 12月期 2.175月分 計 4.2月分
	副議長	441,000円	
	議員	421,000円	

3 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 一般職員の勤務時間の状況

勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
7時間45分	8時30分	17時15分	12時00分 ～13時00分

(2) 年次有給休暇の使用状況（平成27年）

区分	一人当たり 平均使用日数
市長部局等	7日7時間
教育委員会	8日5時間
消防	11日7時間

(3) 育児休業及び部分休業の取得者数（平成27年度）

区分		育児休業	部分休業
市長部局等	男性	—	—
	女性	21人	2人
教育委員会	男性	—	—
	女性	2人	—
合計	男性	—	—
	女性	23人	2人

(注) 当該年度に新たに育児休業又は部分休業を取得した人数です。

(4) 休暇の導入状況（平成28年4月1日現在）

年次有給休暇	1 暦年ごとに20日とし、20日を超えない範囲内の残日数を繰り越せる。
病気休暇	負傷又は疾病のため療養を要する場合、最小限度必要と認められる期間で、原則として180日以内。
特別休暇 (主なもの)	骨髄提供、ボランティア、結婚、産前・産後、子の看護、配偶者の出産、忌引、夏季、被災、生理、妊婦の健康診査など。
介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母などで、負傷や疾病などにより日常生活を営むのに支障があるものの介護をする場合、2週間以上6ヵ月以内で必要と認められる期間。(無給)

(注) 各休暇の取得要件などは、「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」及び同規則により定められています。

4 分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分者数（平成27年度）

区分	降任	免職	休職	降給	合計
市長部局等	—	1人	6人	—	7人
教育委員会	—	—	1人	—	1人
合計	—	1人	7人	—	8人

休職の7人は、心身の故障によるものです。

(2) 懲戒処分者数（平成27年度）

区分	戒告	減給	停職	免職	合計
市長部局等	—	—	—	—	0人
教育委員会	—	—	—	—	0人
合計	—	—	—	—	0人

5 サービスの状況

(1) 職務専念義務の免除

区分	概要
免除の対象となる主な場合	地方公務員法第35条の職務専念義務は、次のような場合に免除されます。 ア 研修を受ける場合 イ 健康診断を受ける場合 ウ 職員団体の交渉等、特定された活動に従事する場合 エ 国や地方公共団体の職員としての職を兼ね、その事務等を行う場合 オ 市行政の運営上その地位を兼ねることが特に必要と認められる団体の役員、職員等の地位を兼ね、その事務等を行う場合 カ 国や地方公共団体の機関、学校その他公共的団体等の依頼を受けて講演等を行う場合

(注) 免除される場合や免除の期間などは、「職務に専念する義務の特例に関する条例」及び「職務に専念する義務の免除に関する規則」により定められています。

(2) 兼職・兼業の許可件数（平成27年度）

区分	許可件数	主な許可事例
市長部局等	16件	国際交流協会の事務従事、国勢調査調査員業務など
教育委員会	1件	相談員業務従事など
合計	17件	

(注) 上記の許可は、地方公務員法第38条第1項に基づくものです。

6 研修の状況（平成27年度）

区 分	概 要
市長部局等	地方公務員法第39条に基づく勤務能率の発揮および増進のための研修を行いました。 富士宮市人材育成基本方針に定める「職階別の役割と求められる能力」を開発し発揮するため、平成27年度も富士宮市職員研修規程に基づき、基本研修、派遣研修、専門研修及び特別研修を行い、延べ2,709人が受講しました。 また、上司が部下職員に対して仕事を通じ指導・育成を図る職場研修を行いました。
教育委員会	

7 人事評価の状況（平成27年度）

区 分	概 要
市長部局等	管理職については11月、それ以外の職員については12月に勤務成績の評定を行いました。評定結果は、昇格、役職への登用、配置換えなどに活用しています。
教育委員会	

8 福祉及び利益の保護の状況

(1) 定期健康診断の実施状況（平成27年度）

区 分		富士宮市
一般検診 (胃検診含む。)	対象人員	1,413人
	受診人員	1,294人
	受診率	91.6%

(2) 公務災害等の認定状況等（平成27年度）

区 分	市長部局等	教育委員会
公務災害	9件	—
通勤災害	2件	—
計	11件	0件

(3) その他主な福利厚生事業の概要（平成27年度）

概 要
<p>■被服の貸与■ 医療職、保育職、技術系職員等に対して被服を貸与</p> <p>■互 助 会■ 地方公務員法第42条及び富士宮市職員の共済制度に関する条例に基づき互助会を設置し、各種のレクリエーション事業を実施し、職員の元気回復に努めています。</p> <p>【富士宮市職員互助会】 会 員 数 1,422人（平成27年4月1日現在） 会員掛金額 1,055万3,985円（会員給料月額×2／1,000） 市助成金額 なし</p>

9 退職管理の状況

平成28年4月1日に施行された地方公務員法の一部改正により、元職員による現職職員への働きかけが規制されることとなり、本市においても退職管理条例を制定するなど職員の適正な退職管理の確保に取り組みます。

(1) 元職員による働きかけの規制

退職して営利企業等に再就職した職員が、離職前5年間（離職前5年より前に課長級以上の職に就いていたことのある職員は、その職に就いていた期間も含む。）に在職した部署の市の職員に対して、再就職先との間で締結される契約等事務について、離職後2年間（在職中自らが最終決

裁権者として決定したものについては当該契約等の有効な期間)、離職前5年間の職務上の行為をする(しない)ように、要求又は依頼すること(=働きかけ)が禁止されます。

(2) 再就職情報の届出

本市を退職した課長級以上の職に就いたことがある職員が、離職後2年間に営利企業等に再就職した場合は、再就職情報を届け出なければなりません。

平成26年度及び平成27年度に退職した職員のうち、課長級以上の職に就いていた職員からの再就職情報の届出状況(平成28年8月1日現在)は下表のとおりです。

	再就職の届出 があった者	再就職先		
		民間企業	公共的団体等	国・他の地方公共団体
課長級以上の職 にあった職員	13人	4人	9人	0人

II 公平委員会の業務の状況

公平委員会は、職員によってなされた勤務条件に関する措置要求及び不利益処分に関する不服申立てを審査し、これらに対して必要な措置を講ずる機関です。

平成27年度は、公平委員会に対する職員からの措置要求及び不利益処分に関する不服申立てがありませんでした。